

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8984

(1/2)

日付	令和 8 年 2 月 5 日	支出額	3,358 円
項目	事務費	充当額	3,022 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	ウォーターサーバーレンタル料・ボトル代として（令和 8 年 1 月分）		
備考	但し、ウォーターサーバーレンタル料・ボトル代として（令和 8 年 1 月分） 口座名義：松本義明政務活動事務所		

別記様式第 1 号 (第 6 関係)

政務活動費 領収書等貼付用紙

8984

(2/2)

08-02-05 .振替	*3,358	SMBC(ウオ-タ-ネツ)
--------------	--------	---------------

御請求書

358-0023
人間市馬台2-1-21
松本 義明 様

伝票No: 00248154
㈱スズキガス W.N 販売部
358-0022
人間市馬町5-9-4
TEL: 0120-366-207



2026年01月20日締 下記の通りご請求申し上げます。
ご入金との行き違いの際はご了承願います。

発行日: 2026年01月21日
振込先:

お支払方法: 口座振替

前回ご請求額	今回入金額	今回お買上額	消費税	今回ご請求額
		3,100	258	3,358

日付	伝票No.	商品名	数量	単位	単価	金額	ご入金	備考
12/25	32517481	松本 義明 ボトルウォーター 12L ※	2.00		1,300.0	2,600		
01/20	26012001	ウォーターネット安心サポート料	1.00		550.0	500		
		売上合計 税率8%				2,600		
		消費税合計 税率8%				208		
		売上合計 税率10%				500		
		消費税合計 税率10%				50		

注 ※は軽減税率対象商品です。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8985

(1/2)

日付	令和 8 年 2 月 5 日	支出額	4,290 円
項目	事務費	充当額	3,432 円
細目	事務費	按分率	8/10
摘要	インターネット接続料 2 月分		
備考	保谷武		

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8985

(2/2)

月	日	摘要	お支払金額	お預り金額
08	02	05 . 振替	*4,290	RK. ワラビCATV

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8986

(1/1)

日付	令和 8 年 2 月 5 日	支出額	3,000 円
項目	事務費	充当額	2,700 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	chatGPT Plus 利用料金（2026 年 3 月分）		
備考	逢澤圭一郎		

支払証明書あり

理由

Apple からの領収書です

Apple <no_reply@email.apple.com>

2026年2月6日 8:33

To: [REDACTED]



請求書

2026年2月5日

注文番号:

MT1DVN82YV

書類:

726087309307

Apple Account:

[REDACTED]



ChatGPT

¥3,000

ChatGPT Plus (月額)

JCT (10%) を含む¥273

更新日: 2026年3月6日

[REDACTED]

請求とお支払い

[REDACTED]

日本

遠藤圭一郎様

小計

¥2,727

JCT (10%) 課税

¥273

Visa **** [REDACTED]

¥3,000

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8987

(1/2)

日付	令和 8 年 2 月 5 日	支出額	498 円
項目	事務費	充当額	448 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務用品購入		
備考	コピー用紙 A4 5 0 0 枚（1 冊）		

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8987

(2/2)

Shimachu Home's	領 収 証		No.030357-4959-3385
	渋谷真菜子様		2026年02月05日
	金額	¥498 (税込)	
	〈内訳〉 現金	¥498	
登録番号:T1030001004269島忠*以*川越店 HC:050-1712-4326 家具:050-1712-4326 本社所在地 埼玉県さいたま市中央区上落合8-3-32			
		☐	※封入時には必ず保管してください。 ※領収書を内装に貼り保管をお願いします。
登録番号:T1030001004269島忠*以*川越店			

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8988

(1/2)

日付	令和 8 年 2 月 5 日	支出額	4,980 円
項目	事務費	充当額	4,482 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務所 飲料水代として 2026 ー 2 月分		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

(2/2)



フリーダイヤル 0120-441-222

領取書No. 040473

10995123

上記金額を正に領収致しました。

[illegible]

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9016

(1/2)

日付	令和 8 年 2 月 6 日	支出額	2,372 円
項目	事務費	充当額	2,134 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	水道料金、下水道使用料		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団		

政務活動費 領収書等貼付用紙

9016

(2/2)

狭山市水道料金・下水道使用料
納入通知書兼領収証書 0382

郵便振替口座

00100-2-960382

加入者

狭山市水道事業管理者 狭山市長

給水所在地

狭山市富士見1丁目14-11 北野第二ビル 3F

使用者

東山 徹様

下記の金額を納入期限までに納入してください。

狭山市長 小谷野 岡

納入期限

令和 8 年 2 月 25 日

お客様番号

使用年月分

50801 令和 7 年 12 月～
令和 8 年 1 月

使用水量

1 m³

排除量

1 m³

水道料金
10%

1,039 円
(内消費税額 94円)

下水道使用料
10%

1,333 円
(内消費税額 121円)

お支払い金額

2,372 円

上記の金額を領収いたしました。

狭山市企業出納員

金額を訂正した
もの、領収日付
印のないものは
無効です。
領収証書は10
年間大切に保存
してください。

領収日付

24239
26.2.06

付入欄上原沢南
ファミネータ

収入印紙不要

お客様(保管用)

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9017

(1/2)

日付	令和 8 年 2 月 6 日	支出額	39,608 円
項目	事務費	充当額	35,647 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務機器リース代		
備考	1 月分		

政務活動費 領収書等貼付用紙

9017

(2/2)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

 埼玉りそな銀行

RESONA

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*** ****
取扱店	お取引日	時刻
49703	08-02-06	15:48
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥39,608	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		1 C 認証
万 円 千 円 千 円		(硬 貨) 円

お振込明細またはご案内

お受取人
埼玉りそな銀行
さくらそう支店
普通 1491391
カ) アス"マリース様

ヒカ"シヤマトオルセイムカット"ウシ"ムシヨ様

ご依頼人
電話番号
取扱番号 060050

電信

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →



建設機械等レンタル基本契約書

株式会社 東リース

目 次

令和4年4月1日改定

第1条（総則）
第2条（個別契約）
第3条（レンタル期間）
第4条（契約期間）
第5条（レンタル料等）
第6条（基本管理料）
第7条（ヤードフェイサーサービス料）
第8条（支払期日）
第9条（保証金）
第10条（物件の引渡し、免責）
第11条（物件の検収）
第12条（損害賠償の制限）
第13条（物件の保守・管理、月次点検）
第14条（物件の検査）
第15条（禁止事項）
第16条（環境汚染物質下での使用禁止）
第17条（通知義務）
第18条（個別契約終了時の措置、物件の返還）
第19条（物件についての損害賠償）
第20条（反社会的勢力等への対応）
第21条（不返還となった場合の損害賠償・措置）
第22条（個人情報保護の利用目的）
第23条（個人情報保護の登録、利用の同意）
第24条（契約解除）
第25条（契約解除の措置）
第26条（中途解約）
第27条（解約損害金）
第28条（秘密の保持）
第29条（損害賠償人）
第30条（情報提供義務）
第31条（公正証書）
第32条（専断的合意管轄）
第33条（駐車違反の場合の処置等）
第34条（マシーンコントロール/マシーングайдランス（MC/MG機能の提供の停止等））
第35条（補則）

第1条（総則）

- 1 建設機械、（以下「建設機械等」という。）レンタル基本契約（以下「本契約」という。）は、賃借人を甲、貸貸人を乙、連帯保証人を丙及び丁として、その基本的事項を定める。
- 2 乙は、甲に対し、建設機械等の賃貸借及びこれに基づくサービス（以下建設機械等の賃貸借及びこれに基づくサービスを総称して「レンタル」という。）を提供する。

第2条（個別契約）

- 1 各物件のレンタル契約（以下「個別契約」という。）は、甲及び乙が本契約に基づいて行う。
- 2 個別契約は、甲が、物件名、数量、レンタル期間、物件の使用場所等を明確にして申し込み、乙が承諾することによって成立する。
- 3 個別契約において本契約と異なる事項を定めたときは、個別契約が優先する。
- 4 個別契約に関する事項は、甲及び乙が協議のうえで決定する。

第3条（レンタル期間）

- 1 各物件のレンタル期間は、貸出日（レンタル開始日）から返還日（レンタル終了日）までとする。
- 2 乙の承諾を得たときは、甲は、個別契約に定めたレンタル期間を短縮または延長することができる。

第4条（契約期間）

本契約の有効期間は契約締結日より1年間とし、期間満了2か月前までに、甲または乙が相手方に対して本契約改廃の意思表示をしない場合、本契約は同内容にて自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第5条（レンタル料等）

- 1 甲は、乙に対し、レンタル料、修理費用、販売及び運搬費用等（以下「レンタル料等」という。）を支払う。
- 2 レンタル期間中、物件を使用しない期間または物件使用できない期間があった場合でも、甲は、当該期間のレンタル料等を免れない。
- 3 レンタル料等は、物件の1日8時間以内の稼働を前提とするものであり、1日8時間を超えて物件を稼働した場合、乙は、甲に対し、別途定める追加のレンタル料を請求することができる。

第6条（基本管理料）

甲は、乙に対し、乙が行う点検及びそれに付随する作業の費用として、別途定める基本管理料を支払う。

第7条（セーフティーサービス料）

- 1 甲は、乙の定めるセーフティーサービス制度（以下「セーフティーサービス」という。）に加入することができる。甲がセーフティーサービスに加入した場合、セーフティーサービス内容を承諾したものとし、甲は、乙に対し、セーフティーサービス料を支払う。
- 2 甲がセーフティーサービスに加入し、セーフティーサービス料を支払っていた場合、物件の破損、盗難等があったときでも、甲は乙に対し、乙が定める負担金を支払うことにより、乙に対する損害賠償義務を免れる。ただし、地震、津波、噴火等の自然災害並びに甲の故意または重大な過失による事故等、補償の対象外となる場合、この限りではない。

第8条（支払期日）

- 1 甲は、毎月第日までに引渡を受けた物件のレンタル料等、基本管理料、セーフティーサービス料を、【当月・定・翌々月】日（金租期間が休日の場合は翌営業日）までに、乙指定の銀行口座に振込む方法により支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。
- 2 甲が本契約及び個別契約に基づき負担する金銭債務の支払を遅延した場合、甲は、乙に対し、日歩4銭の遅延損害金を支払う。

第9条（保証金）

- 1 本契約及び個別契約に基づく甲の債務を担保するため、乙は、甲に対し、乙の定める保証金を請求することができる。
- 2 甲に第24条1項各号の一つに該当する事由が生じた場合、乙は、前項の保証金をもちてレンタル料等その他一切の債務に充当することができる。
- 3 本契約が終了し甲が物件を返還した場合、乙は、甲に対し、保証金を返還する。この保証金に利息は付さない。

第10条（物件の引渡し、免責）

- 1 乙は、甲に対し、レンタル開始日に、乙の事業所内において、物件を引き渡す。ただし、甲は、乙に対し、甲が費用を負担することにより、乙の事業所以外の場所において、物件を引き渡すことを請求することができる。

- 2 物件の引渡しのため、乙が甲の現場内に立ち入る場合、乙は、甲の指示に従う。
- 3 乙が甲に対して物件を引き渡した場合、乙は、甲に対し、納品書を交付し、甲は、乙に対し、物件收受書を交付する。
- 4 物件の搬出入、運送、積み降ろし等に伴う事故は、甲が自ら行った場合または甲が乙以外に依頼した場合は甲の責任とし、乙が行った場合は乙の責任とする。
- 5 地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、電力制限、輸送機関事故、交通制限、第三者との紛争、第三者からの妨害その他乙の責めに帰することのできない事由により、物件の引渡しが遅滞し、または引渡し不能となった場合、乙は、甲に対し、損害賠償義務を負わない。

第11条（物件の検収）

- 1 甲は、物件受領後直ちに、物件の規格、仕様、性能、機能及び数量等について検収し、物件が本契約及び個別契約の内容に適合していることを確認する。
- 2 物件が本契約及び個別契約の内容に適合しない場合、甲は、乙に対し、直ちに通知する。
- 3 甲が前項の通知をしなかった場合、物件が本契約及び個別契約の内容に適合しているものとみなす。
- 4 甲が第2項の通知をした場合、乙は、物件を修理し、または甲に対して代替の物件を引渡す。

第12条（損害賠償の制限）

乙が甲に対して損害賠償義務を負う場合、損害賠償の額は、個別契約におけるレンタル料相当額を上限とする。

第13条（物件の保守・管理、月次点検）

- 1 甲は、物件の引渡しから返還までの間、物件の使用、保管にあたっては善良な管理者として、物件本来の用法、能力に従って使用し、常に正常な状態を維持管理する。
- 2 甲は、物件の使用前には必ず「取扱説明書」を確認し、作業開始前には必ず始業点検を行い、必要な整備を実施する。
- 3 物件の保管、維持及び保守に関する費用は、全て甲の負担とする。
- 4 甲は、自己の責任と負担で物件の月次点検及び自主点検等を行い、乙がこれらを行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。
- 5 物件の設置、保管、使用により甲が第三者に損害を与えた場合、甲の責任において解決し、乙は一切の責任を負わない。

第14条（物件の検査）

- 1 乙が甲に対してあらかじめ通知した場合、乙は、物件の使用場所において、物件の使用方法及び保管状況を検査することができる。
- 2 甲は、前項の検査に積極的に協力しなければならない。

第15条（禁止事項）

- 1 甲は、次の各号に定める行爲をしてはならない。
 - (1) 物件を第三者に譲渡し、または、担保に供すること
 - (2) 物件の操作、取り扱いを有資格者以外に行われること
- 2 甲は、乙の書面による承諾を得なければ、次の各号に定める行爲をしてはならない。
 - (1) 物件に新たに設置、部品、付属品等を装着させ、または既に装着しているものを取り外すこと
 - (2) 物件を改造し、または性能、機能を変更すること
 - (3) 物件を本来の用途以外に使用すること
 - (4) 物件を当初に納入した場所から他へ移動させること
 - (5) 個別契約に基づく賃借権を他に譲渡し、または物件を第三者に転貸すること
 - (6) 物件に表示された所有者の表示や標識を抹消し、または取り外すこと

第16条（環境汚染物質下での使用禁止）

- 1 甲は、放射能、アスベスト等の有害物質、病原体、その他の環境汚染物質等（以下「汚染物質等」という。）の存在する環境下で物件を使用しない。ただし、乙の書面による承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 物件に汚染物質等が付着した場合、甲は、汚染物質等の除去、または廃棄処分を直に行い、乙がこれらを行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。
- 3 汚染物質等が付着した物件によって乙または第三者が損害を被った場合、甲が一切の責任を負う。

第17条（通知義務）

次の各号に定める場合、甲及び乙は、相手方に対し、速やかに書面により通知する。

- (1) レンタル期間中の物件について盗難、滅失、または損傷が生じたとき
- (2) 住所を移転したとき
- (3) 代表者を変更したとき

(4) 事業の内容に重要な変更があったとき

(5) レンタル期間中の物件につき、第三者から差押執行、その他法律的・事実的侵害があったとき

第18条（個別契約満了時の措置、物件の返還）

- 1 個別契約満了時、甲は直ちに物件を個別契約で定める場所において返還し、甲が乙に物件を返還した場合、乙は、甲に対し、受領書を交付する。
- 2 物件の返還に要する一切の費用は、甲の負担とする。
- 3 物件の返還には、甲及び乙の双方が立ち会うものとする。ただし、甲が立ち会うことができない場合、甲は、乙の検収に異議を申し立てることはできない。
- 4 甲は、乙に対し、貸出時の状態にて物件を返還する。返還時に物件に損傷、汚損、欠品等が認められる場合、甲の責任において原状に復し、乙がこれらを行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。

第19条（物件についての損害補償）

- 1 地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、その他原因のいかんを問わず、レンタル中の物件に損傷、滅失、盗難等が発生した場合でも、甲は本契約及び個別契約に定める義務を免れない。
- 2 物件が損傷して乙が修理を行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。
- 3 物件の滅失、盗難等により乙への返還が困難な場合、甲は、乙に対し、物件の再調達価格相当額を支払うものとする。
- 4 事故等により物件に損傷が発生し、その物件の修理額が再調達価格を超える場合、乙は再調達価格を修理代として請求する。
- 5 物件の修理または再調達に時間を要する場合、甲は、乙に対し、修理または再調達に要した期間に相当する補償金を支払う。

第20条（反社会的勢力等への対応）

- 1 甲は、乙に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、無知無能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲は、乙に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な請求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な請求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて乙の信用を損傷し、若しくは乙の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲が次の各号のいずれかに該当したときは、乙は、何らの催告をせずに、本契約を解除することができる。
- (1) 第1項各号のいずれかに該当したとき
 - (2) 前項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき
- 4 前項により乙が本契約を解除した場合、甲は、乙に対し、解除により生じた乙の損害を賠償しなければならず、乙は、甲に対し、解除により生じた甲の損害を賠償する責任を負わない。

第21条（不返還となった場合の損害賠償・措置）

- 1 甲は、乙に対し、甲が物件を返還しないことにより発生した全ての損害を賠償する。
- 2 乙は、個別契約満了または本契約若しくは個別契約の解除にもかかわらず甲が物件を返還しない場合、一般社団法人日本建設機械レンタル協会（以下「レンタル協会」という。）に報告し、不返還者リストに登録するとともに、必要な法的措置をとる。

第22条（個人情報の利用目的）

- 1 乙が、甲及び丙・丁の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりとする。
- (1) 個別契約及び連帯保証契約の締結に際し、甲及び丙・丁に関する本人確認及び審査を行うため

- (2) 物件が不返還になった場合に前条第2項の措置を行うため
- 2 前項に定める目的以外に個人情報を取得する場合、乙は、甲及び丙・丁に対し、あらかじめその利用目的を明示する。
- 3 乙は、東グループにおいて顧客との取引を適切かつ円滑に履行するため、次のとおり甲及び丙・丁の個人情報を東グループ内で共同利用することができる。
- (1) 共同利用する項目
氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日
 - (2) 共同利用する範囲
東グループ各社
 - (3) 利用目的
 - ① 業務上のご連絡をする場合
 - ② 当社が取り扱う商品及びサービスに関するご案内をする場合
 - ③ お客様からのお問い合わせまたはご依頼等への対応をする場合
 - (4) 共同利用の管理責任者
株式会社東ホールディングス

第23条（個人情報の登録、利用の同意）

- 1 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、乙が取得した個人情報が、レンタル協会に7年を超えない期間、登録及び利用されることに同意する。
- (1) 物件使用に関し、甲または丙・丁の違反行為により、その結果乙に行政処分が科せられたとき
 - (2) 物件使用に関し、甲が度重なる行政処分を受けたとき
 - (3) 物件使用に関し、捜査機関による捜査が開始されたと乙が認識したとき
 - (4) 物件の不返還があったとき
 - (5) レンタル料等の不払い及び支払い遅延があったとき
- 2 前項の情報は、レンタル協会に加入する会員であるレンタル業者により、契約締結の露の審査のために利用される。

第24条（契約の解除）

- 1 甲が次の各号のいずれかに該当する場合、乙は、何らの催告をすることなく本契約及び個別契約を解除することができる。
- (1) 本契約または個別契約に違反したとき
 - (2) レンタル料等、基本管理料、セーフティーサービス料、その他乙に対する債務の履行を遅滞したとき

- (3) 自ら搬出しまたは引受けたり手形若しくは小切手が不渡りとなったとき及び支払い不能または支払停止状態に至ったとき
 - (4) 公租公課の滞納処分、他の債務について執行保全処分、強制執行、競売その他の公権力の処分を受け、若しくは破産、民事再生、会社更生の手続開始の申立があったとき、または清算に入る等事実上営業を停止したとき
 - (5) 物件について必要な保守・管理を行わなかったとき、または法令その他で定める物件の使用方法に違反したとき
 - (6) 解散、死亡若しくは制限能力者、または住所・居所が不明となったとき
 - (7) 信用状態が著しく悪化し、またはその恐れがあると認められる客観的な事情が発生したとき
 - (8) レンタル利用に関して、不正な行為（違法行為または公序良俗に違反する行為等）があったとき
- 2 前項により乙が契約を解除した場合、甲は、乙に対し、直ちに物件を返還するとともに、物件返還日までのレンタル料その他一切の債務を支払う。
 - 3 甲に第1項の一つに該当する事由が生じた場合、甲は当然に期限の利益を失い、残存する一切の債務を乙に対して支払う。

第25条（契約解除の措置）

- 1 前条により本契約または個別契約が解除された場合、甲は直ちに物件を個別契約で定める場所において返還し、甲が乙に物件を返還した場合、乙は、甲に対し、受領書を交付する。
- 2 甲が物件を直ちに返還をしない場合、乙は物件の保管場所に立ち入り回収し、損害がある場合、甲はその損害を負担する。
- 3 物件の返還に要する一切の費用は、甲の負担とする。
- 4 物件の返還には、甲及び乙の双方が立ち会うものとする。ただし、甲が立ち会うことができない場合、甲は、乙の検収に異議を申し立てることはできない。
- 5 甲は、乙に対し、貸出時の状態にて物件を返還する。返還時に物件に損傷、汚損、欠品等が認められる場合、甲の責任において原状に復し、乙がこれらを行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。
- 6 物件の返還が完了するまで、甲は、本契約及び個別契約に定められた義務を履行する。
- 7 本契約または個別契約の解除により甲が損害を被った場合でも、乙は、甲に対し、損害を賠償する義務を負わない。

第26条（中途解約）

- 1 個別契約期間中、甲は本契約及び個別契約を解約することはできない。ただし、乙が、相当と認めた場合はこの限りではない。
- 2 前項により本契約及び個別契約が解約された場合、前条の規定を準用する。

第27条（解約損害金）

前二条の規定により物件が返還された場合、甲は、乙に対し、個別契約で定めた違約金を支払う。ただし、個別契約に定めがない場合、甲乙協議のうえ損害金を定める。

第28条（秘密の保持）

甲及び乙は、本契約及び個別契約終了後も、本契約及び個別契約により知り得た一切の情報を第三者に漏洩してはならない。

第29条（連帯保証人）

- 1 乙は、甲に対し、本契約及び個別契約に連帯保証人を付けることを請求することができる。
- 2 丙及び丁は、甲と連帯して、本契約及び個別契約から生じる甲の一切の債務（以下「主債務」という。）を保証する。ただし、当該保証の極度額は3000万円とする。

第30条（情報提供義務）

丙及び丁は、乙に対し、本契約日までに、甲から次の各号すべてにかかる情報の提供を受けたことを確認する。

- (1) 甲の財産及び収支の状況
- (2) 甲が主債務以外に負担している債務の負担の有無並びにその額及び履行状況
- (3) 甲が主債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨及び内容

第31条（公正証書）

乙は、甲及び丙・丁に対し、甲及び丙・丁の負担で、本契約及び個別契約に関する公正証書の作成を請求することができる。

第32条（専属的合意管轄）

本契約及び個別契約に関する甲と乙との紛争については、さいたま地方裁判所川越支部または所轄のいかにかわらず所沢簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第33条（駐車違反の場合の処置等）

- 1 レンタル期間中に物件に関し駐車違反があった場合は、甲が自ら駐車違反に係る反則金を納付し、当該駐車違反に伴うレッカー移動・保管等の諸費用（以下「レッカー代等」という。）を負担する。
- 2 警察から乙に対し違法駐車された物件の移動又は引取要請があり、乙がこれに応じて当該物件を移動した場合、乙は甲に対し速やかに通知する。
- 3 前項の場合、乙が当該駐車違反に係る反則金又はレッカー代等を負担したときは、甲は、乙が負担した一切の費用を乙に支払う。乙が指定した日までに甲がこれを支払わない場合、乙は当該レンタル個別契約を解除することができ、当該物件を甲に使用させないことができる。
- 4 甲が第1項の駐車違反に係る反則金を所定期限内に納付せず、又はレッカー代等を指定日までに支払わないときは、乙は当該レンタル契約を解除することができ、当該物件を甲に使用させないことができる。
- 5 違法駐車により甲が本物件を使用できなかった場合も、レンタル期間及びレンタル料は変更されない。

第34条 マシンコントロール/マシニングайдランス（MC/MG機能の提供の停止等）

- 1 乙は、次のいずれかの事由に該当する場合は、甲に事前に通知することなく、MC/MG機能の全部又は一部の提供を停止又は中断することができる。
 - (1) 乙の責めに帰すべき事由によらざる本サービス用設備についての障害
 - (2) 甲の設備の故障・不具合等
 - (3) 甲の設備、本サービス用設備の定期点検・緊急点検その他のメンテナンス
 - (4) 電波の障害（電波が届かない又は届きにくい等の事象を含む。）
 - (5) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - (6) MC/MG機能の提供に必要な第三者のソフトウェア、サーバその他の設備・権利等の貸与・ライセンス等を乙が受けられなくなった場合
 - (7) 甲による第15条違反その他乙の定める手順・セキュリティ基準等の不遵守
 - (8) その他、乙がMC/MG機能の提供の停止又は中断が必要と判断した場合

2 乙は、本サービス用設備について障害があることを知ったときは、速やかに甲にその旨を通知する。

3 乙は、本サービス用設備のうち、乙等が保有するものに障害があることを知ったときは、直ちに当該設備の修理又は復旧に努める。

4 乙は、本サービス用設備のうち、乙等が保有しないものに障害があることを知ったときは、当該設備を保有する第三者に対し通知するなど合理的な範囲で修理又は復旧に努める。

5 前3項のほか、物件のMC/MG機能に不具合が発生したときは、甲及び乙はそれぞれ遅滞なく相手方に通知する。甲及び乙間で協議のうえ、各自の行うべき対応措置を決定した場合、甲及び乙は、それを実施する。

6 第1項に定める事由により甲がMC/MG機能を利用することができない状態が生じたときであっても、甲は、乙に対し、個別契約において合意したレンタル料を支払うものとし、これにより甲に生じた損害について乙は一切の責任を負わない。

第35条（補則）

本契約及び個別契約に定めのない事項については、甲及び乙は誠意をもって協議し解決する。

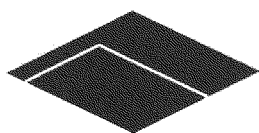
2024年 7 月 / 日

貸貸人 (乙) 住所 埼玉県入間市新久137-1
株式会社 東リース
代表取締役 黒米 清

貸借人 (甲) 住所 [Redacted]
氏名 東山 徹

連帯保証人 (丙) 住所
氏名

連帯保証人 (丁) 住所
氏名



株式会社 東リース

東山徹 政務活動事務所

御中

請求明細書

請求締切日 2026年 1月31日
発行日 2026年 2月 3日
お支払日 2026年 2月28日

請求No. 17794220001 補助No.
株式会社 東リ
人間要素所
〒558-0014 埼玉県入間市宮中2丁目1番1号
TEL: 04-2934-5000 FAX: 04-2934-1409
営業担当

前月請求額	当月請求額	請求額	当月発生金額	前月発生金額	今回支払金額	合計支払金額
	0	36,007	3,001	39,608	39,608	39,608

毎度御立立てに預り深く御礼申し上げます。
下記の通りに請求申し上げますので、よろしくご検取下さい。

区分	品名	出庫日	入庫日	使用期間 日 至	停止	日数	数量	単位	単価	金額	消費税
1事務所											
貸出	コピー機複合機	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	1/ 1	1/31	31	1	台	月極	7,500	7,500
貸出	留守番電話 手話1台付	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	1/ 1	1/31	31	1	台	月極	2,000	2,000
貸出	ソファ3人用	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	1/ 1	1/31	31	1	台	月極	9,500	9,500
貸出	片袖机W1200縦付	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	1/ 1	1/31	31	2	台	月極	550	1,100
貸出	打合せテーブル1200×750	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	1/ 1	1/31	31	4	台	月極	600	2,400
貸出	肘付回転椅子	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	1/ 1	1/31	31	2	台	月極	350	700
貸出	折畳椅子	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	1/ 1	1/31	31	10	台	月極	120	1,200
貸出	書庫 W900	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	1/ 1	1/31	31	1	台	月極	300	300
貸出	カウンター書庫 W900	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	1/ 1	1/31	31	1	台	月極	700	700
貸出	パーテーション900×1900	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	1/ 1	1/31	31	4	台	月極	1,200	4,800
貸出	冷蔵庫86～100リットル	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	1/ 1	1/31	31	1	台	月極	1,500	1,500
貸出	消火器10号	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	1/ 1	1/31	31	1	台	月極	450	450
合 計											

注) ◇は軽減税率(8%)適用商品 0001-20874-000
登録番号 T4-0300-0102-6748



東山 敬 政務活動事務所

御中

合計請求書

(表紙)

請求締切日 2025年 1月31日
発行日 2025年 2月 3日
お支払日 2025年 2月28日

株式会社 東リ

入居者集約

〒358-0014 埼玉県入籍市宮中2丁目

TEL 04-2934-6500 FAX 04-2934-1409

営業所

請求書番号 17754278/001



毎度御引立てに預り厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げますので、よろしくご精取下さい。

前回の請求額	当月ご入金額	繰上額	毎月御貸上額	消残額	今回ご請求額	合計ご請求額
		0	36,007	3,601	39,608	39,608

ご請求内容		金額
入会費	1/1	40,528
入会費		36,007
＜消費税＞	36,007 × 10%	3,601
課税対象額		
合計		39,608

埼玉県入籍市 桜井支店 普通預金 1491391
カ) 75 マーグ

登録番号 14-0300-0102-6748
0001-20814-000



相由

請求締切日 2026年 1月31日
発行日 2026年 2月 3日

入問營業所

合計 39,508

注) ◇は軽減税率(8%)適用商品 0001-20874-000
登録番号 T4-0300-0102-6748

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9018

(1/2)

日付	令和 8 年 2 月 6 日	支出額	1,870 円
項目	事務費	充当額	1,683 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務所水道料金 (R7.11~R8.1 月分)		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

9018

(2/2)

春日部市 水道料金・下水道使用料
納入通知書兼領収書

南4丁目26-4
大島ハイツ 101

栄 寛美 様

下記の金額を納期限内に納めてください。

春日部市水道事業管理者職務代理者
春日部市上下水道部長

水栓番号			
請求月分	7年 12月・ 8年 1月分		
ご使用期間	令和 7年 11月 5日～ 令和 8年 1月 4日		
用 途	一般	□ 径	13mm
使用水量	0 m ³		
水道料金	1,870 円		
消費税 10 %	(うち消費税相当額	170 円)	
下水道使用料	0 円		
消費税 %	(うち消費税相当額	0 円)	
ご請求金額	1,870 円		
精 算 日	年 月 日		
発 行 日	令和 8年 2月 2日		
納 期 限	令和 8年 2月 16日		

上記の金額を領収いたしました。

春日部市水道事業企業出納票

金額を訂正した
ものおよび領収
日付印のないも
のは無効です。

収納代行
りそな決済サー
ビス㈱

17800020002450
春日部市水道事業

領
収
日
付
印

111811
26.2.06
春日部市水道事業

収入印紙不要 (お客様保管)

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9019

(1/2)

日付	令和 8 年 2 月 6 日	支出額	6,430 円
項目	事務費	充当額	4,501 円
細目	事務費	按分率	7/10
摘要	光熱水費（事務所石油ストーブ使用灯油代）		
備考	⑤杉田茂実事務所		

政務活動費 領収書等貼付用紙

9019

(2/2)

EneJet

領収書

日米石油 (株)
熊谷SS 登録番号T5010001047662
埼玉県熊谷市銀座3-54
TEL:048-521-2487
登録番号: T5010001047662
2026/02/06(金)17:02

現金フリー

4-370105-10018 403775 0000 様
売上 現金 手
灯油
811000
57.93L @111.0 L- 7 N-19 ¥6430

小計 ¥6,430
(10%対象
内消費税 ¥6,430
合計 ¥585)
お預かり ¥10000 お釣 ¥3570
上記にて領収書とさせていただきます
スマホだけで給油も決済も完了。
モバイルエネキーなら、
クーポンと合わせてもっとお得に
ネット通販タイヤ取付店
No.7309 担当:0999 熊谷SS
POS番号01
2026/02/06 釣銭伝票No.9052

おつり引換券

2026/02/06(金)17:02
釣銭金額 ¥3,570
お釣の引換えは本日限りです。
2026/02/06 釣銭番号 9052
2809052035705



別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9020

(1/2)

日付	令和 8 年 2 月 6 日	支出額	381,030 円
項目	事務費	充当額	304,824 円
細目	事務費	按分率	
摘要	備品購入費		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

9020

(2/2)

領収証

コジマ

コジマ×ビックカメラ 春日部店
電話番号 048-753-3700

橋本 健人 様

¥149,380-

(内、消費税等 ¥13,580-)
10%対象 ¥149,380 消費税 ¥13,580
(備品購入) 代として
上記正に領収致しました。

「コジマ×ビックカメラ」ますます便利に！
その1 ポイント交換でお得にお買い物！
その2 どちらのお店でも修理を承ります！

2026/02/06/14:26 レジNo571/0102
取引No8922 販売員

***特注受付 伝票番号 #76481835
Surface EP227651 ¥149,380

小計 ¥149,380
合計 ¥149,380
(内、消費税等 ¥13,580)
10%対象額 ¥149,380 消費税 ¥13,580
点数 1

会社7 IC口座
一回払い 承認 0103770 伝票89220
A0000000250104 0020 1

お支払い ¥149,380
<お支払の内訳>
保証金 アックス ¥149,380
お預かり合計 ¥149,380
釣銭 ¥0
(株)コジマ
登録番号 T2060001001667

領収証

コジマ

コジマ×ビックカメラ 春日部店
電話番号 048-753-3700

橋本 健人 様

¥231,650-

(内、消費税等 ¥21,059-)
10%対象 ¥231,650 消費税 ¥21,059
(備品購入) 代として
上記正に領収致しました。

「コジマ×ビックカメラ」ますます便利に！
その1 ポイント交換でお得にお買い物！
その2 どちらのお店でも修理を承ります！

2026/02/06/14:25 レジNo571/0102
取引No8921 販売員

EN イマ1N FHV02SK15A ¥179,100
くらし応援ポイント
クイックイック ノート アタラク 1 ¥3,300
クイックイック ノート ID アドバ ¥3,280
ID41000 CP ¥-1,000
クイックイック ノート アタラク ス ¥4,370
ジョイセバ EP233053 ¥44,880
キャンペーン ¥-2,280

小計 ¥231,650
合計 ¥231,650
(内、消費税等 ¥21,059)
10%対象額 ¥231,650 消費税 ¥21,059
点数 5

会社7 IC口座
一回払い 承認 0103762 伝票89210
A0000000250104 0010 1

お支払い ¥231,650
<お支払の内訳>
アックス ¥231,650
お預かり合計 ¥231,650
釣銭 ¥0
(株)コジマ
登録番号 T2060001001667

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9021

(1/1)

日付	令和 8 年 2 月 6 日	支出額	1,100 円
項目	事務費	充当額	880 円
細目	事務費	按分率	8/10
摘要	コピー料金 12 月分		
備考			

支払証明書あり

理由

發行日：2026年01月06日
請求番号：860105-0127955

今回ご請求額	1,100円
--------	--------

富士フイルムビジネスインベシジョンジャパン

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、郵便名、開け日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

查詢合共號碼： 電話：0120-069-860

【ご案内】請求・支払いについてのお問い合わせやご依頼をWEBで受付しています。“JMFAQ”で検索するとアクセスいただけますので、ぜひご利用ください。
<https://www.fujifilm.com/jb/support/callcenter/seikyuu>

登録番号：T1011101015050

お支払約東日	2026年02月08日
お支払方名	口座振替(三井住友カード)
お金庫機	埼玉りそな銀行
金店名	支店
預金種目	普通預金
指定口座名	引落、お支払日 おしよりに口座より

料 金 項 目 / 品 名	期 間 / 送 品 N O	枚 数 / 数 量	単 価	小 計 (円)	合 計 (円)
1 トータルサービス料金	2025/12/01-2025/12/31				1000
2 黒モード	1097nt 以上	3	3.00	9	
3 フルカラー	1097nt 以上	8	25.00	200	
4 超低コピー料金				1000	
5 ご使用合計		11			
6					
7 【代金/料金合計】					1000
8 【消費税および地方消費税(10%)】					100
9 【今回ご請求額】					1100
10 ※ご利用機種/機種番号:DocuCentre-VI C2264 CPFS-4T 221876					
11 { 今回 } { 前回 } { ケース } { ミス }	2025/12/01-2025/12/31				
12 { 1 } { 20286 } { 20282 } { 0 } { 1 }	設置先: 埼玉県議会議員 俵谷たけし				
13 { 2 } { 15739 } { 15730 } { 0 } { 1 }					
14 { 3 }					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					

12221 01308
A-021521

31 0109 0C9
0000 510 1NF 0000 10705030

3.1 備考：

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9022

(1/2)

日付	令和 8 年 2 月 6 日	支出額	12,951 円
項目	事務費	充当額	11,655 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	電気料金等 2026 年 1 月分（使用期間 12 月 23 日～1 月 22 日）		
備考	支出日 2026 年 2 月 6 日		

政務活動費 領収書等貼付用紙

9022

(2/2)

(A)電気料金等領収証

年月分	8 - 1
金額	12,951
うち消費税等相当額	1,177
お支払人氏名	カネコ ユウタ 様
お客さま番号	[REDACTED]
ご請求番号	21-00162-53211

東京電力エナジーパートナー株式会社
お問い合わせ先
(カスタマーセンター)
0120-995-113

日 附 印

26.2.06

[REDACTED]

[REDACTED]

92858

(お客さま控え)

365-0054
埼玉県鴻巣市大間 7 9 8-3

A0A01A04027100000000
237253681248

東京電力エナジーパートナー株式会社



カネコ ユウタ 様



お客さま番号
5HJ022 2601281 0000
0057972# 00028986 0001/0001



電気料金等請求書
(Electric bills)

(登録事業者番号: T8010001166930)
クレジット管理センター
162-8620
東京都新宿区横町7 4階
お問い合わせ先 (カスタマーセンター)
0120-995-113
～おかけ間違いにお気をつけ下さい。～

毎度ご利用いただきありがとうございます。令和 8年 1月分の電気料金等を下記のとおりご請求させていただきます。

カネコ ユウタ 様

ご請求金額	12,951円
うち消費税等相当額	1,177円

ご使用場所	埼玉県鴻巣市大間 7 9 8-3				
地区番号	24	(計量日: 23)	お客さま番号		ご請求番号 21-00162-53211
お支払期限日	令和 8年 2月 26日	供給地点特定番号			
		次回ご請求予定日	令和 8年 2月 25日		

○ご契約内容	契約種別	スタンダードS	使用期間	12月23日 ~ 1月22日
	契約容量	主契約 50A		
○ご使用実績	使用電力量	359kWh		
	ご使用量の内訳は裏面をご確認ください。			



<クレジットカードでのお支払いが便利です>
左のQRコードを読み取っていただくと、8年 1月分と次回
請求以降の電気料金等をクレジットカードでお支払いできます。

お支払いの際は、このミシン目より切り取りご持参下さい。

お客さま番号		電気料金等内訳書		
ご請求番号		記載されていない事項につきましては、ご契約中の契約種別に応じた約款によります。		
21-00162-53211				
料 金 項 目	単 価	kVA/kW/kWh/m	金 額 (円)	備 考
基本料金			1,558	料金確定日：令和 8 年 1 月 2 8 日
電力量料金			9,745	31日間
・ 1 段料金	29.80	120	3,576.00	
・ 2 段料金	36.40	180	6,552.00	
・ 3 段料金	40.49	59	2,388.91	
・ 燃料費調整額	-7.72	359	-2,771.48	
再エネ発電賦課金	3.98	359	1,428	
請求手数料			220	
合計（10%対象）			12,951	うち消費税等相当額 1,177円
ご請求金額			12,951	
				燃料費調整単価のお知らせ（1kWhあたり、税込）
				1月（当月）分 -7.72円
				2月（翌月）分 -12.22円
				翌月分は当月分比べ -4.50円
託送料金相当額	9.44	359	3,388	
うち賠償負担金相当額				
および廃炉円滑化負担金相当額	0.16	359	57.44	
○ご請求金額には国の軽減措置の値引き（令和8年2～3月分▲4.5円/kWh、4月分▲1.5円/kWh）が含まれています。詳細は当社HPをご確認ください。				
○停電等、電気設備に関するお問い合わせはこちらまでご連絡ください。「0120-995-007」				
○ご請求金額には、託送料金相当額が含まれております。託送料金相当額の目安は使用量（kWh）に一般送配電事業者の託送料金平均単価を乗じて算定しております。				
託送料金相当額について、くわしくはホームページをご確認ください。				

電気・ガスのご使用状況をふまえ、契約内容をご確認ください。ご質問や変更のご希望等ございましたら、カスタマーセンターまでご連絡ください。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9023

(1/2)

日付	令和 8 年 2 月 6 日	支出額	14,348 円
項目	事務費	充当額	12,913 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務所消耗品代 1 月分		
備考	郵送用シール、コピー用紙他 2026.02.06		

政務活動費 領収書等貼付用紙

9023

(2/2)

払込受領書 
(コンビニエンスストア等お支払用)

ゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合左側の2枚だけをお出しください。

払込人氏名
鈴木正人事務所

お問い合わせ番号
[REDACTED]

金額 ￥14348
内消費税等(1304)

受取人
三井住友カード株式会社
アスクル担当販売店
株式会社オフィス・セイノ

受領印
コンビニエンスストア等収納用

収入印紙貼付欄
23499
受領日附印
2020.06.06
富士見水谷東

金額を確かめ、コンビニエンスストア等でお支払いができません。
(お客様控)

アスクルご請求書

2026年01月31日締切分

353-0002
埼玉県志木市
中宗岡1-1-2



お問い合わせ番号

鈴木正人事務所

様

C2 406057 00002/00002 U A

00588550 C15-U1

アスクル担当販売店 191248
株式会社オフィス・セイノ

東京都新宿区
高田馬場4-16-9
ケイワビル3F



登録番号: T3011101031310
TEL: 03-3363-9920

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

請求書番号 1173255966
対象期間 2026/01/01 ~ 2026/01/31

お支払方法 郵便/コンビニ支払

お支払日 2026年 02月 16日

当月ご請求額 14,348円

お支払いには、別紙の払込取扱票をご利用ください。

うち消費税等 1,304円

税率別明細

税区分(税率)	お買い上げ金額	返品金額	値引金額	小計	うち消費税等
課税(10.0%)	14,348	0	0	14,348	1,304
合計	14,348	0	0	14,348	1,304

グリーン商品お買い上げ実績

	全 体	グリーン商品
購入額(税込)	14,348	12,890

お知らせ

お支払いに関するお問い合わせにつきましては、右上欄の担当販売店までお願い申し上げます。アスクルサービス、商品等に関するお問い合わせにつきましては、アスクルお客様サービスデスク(0120-345-861)または<http://www.askul.co.jp/support>までお願い申し上げます。アスクルスイートポイントにつきましては、マイページまたはフリーダイヤル(0120-345-650)でご確認いただけます。

本書面の記載内容について

- お客様の担当販売店(右上欄記載の「アスクル担当販売店」)は、ご請求・お支払いに関する窓口です。
- 「うち消費税等」の金額は、「当月ご請求額(当月ご利用額)」から非課税金額を差し引いた金額に消費税率を乗じた金額(円未満切捨)を表示しております。
- ご返品につきましては、アスクル関東/関西サステナブルセンターへ到着した日時が、お客様の当月ご請求締切日を超える場合には、翌月のご請求締切日に計上されることがございます。

ご利用明細は裏面に続きます➡

アスクルご請求書

191248 C2 406057 00002/00002 U A 00588550 C15-U1
 月日 / 伝票番号 / 取引区分
 お申込番号 / 商品名 数量 単価 (円) 金額 (円) 備考 税率/プラン
 (税込) (税込)

01/08 27830085

344-226	エーワン (A-one) ラベルシール 表示・宛名ラベル マット紙 レーザー 封筒 シール ス	2	4,310	8,620		10.0 *
986-8164	トイレットペーパー 8ロール パルプ ダブル 37.5m エリエール消臭+トイレットティシ	2	729	1,458		10.0
		小 計		10,078	鈴木 正人様ご発注分	

01/08 27830702

542-680	コピー用紙 マルチペーパー スーパーホワイト+ A4 1箱 (5000枚:500枚入×10冊)	1	4,270	4,270		10.0 *
		小 計		4,270	鈴木 正人様ご発注分	

税率の前に「壁」を表示している明細は、軽減税率対象です。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9024

(1/2)

日付	令和 8 年 2 月 6 日	支出額	1,650 円
項目	事務費	充当額	1,485 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務所ガス料金 1 月分		
備考	鈴木正人		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9024

(2/2)

月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
8-02-06	振替	*1,650	SMBC(カメイ	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9025

(1/2)

日付	令和 8 年 2 月 6 日	支出額	10,979 円
項目	事務費	充当額	8,783 円
細目	事務費	按分率	8/10
摘要	事務用品購入代		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団		

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9025

(2/2)

アスクルご請求書									
137871 990 C2 403288 00002/00002		U A		00582851		C15-U1			
月日 / 伝票番号 / 取引区分		数量		単価(円) (税込)		金額(円) (税込)		備考	
お申込番号 / 商品名								税率/グリーン	
01/10 27972383									
552-944	プラス フラットファイル A4タテ 樹脂製とじ具 ピンク 10冊 No.021N	1	495		495			10.0 *	
688-871	コピー用紙 マルチペーパー スーパーホワイト+ B5 1冊 (500枚入) 高白色 アスクル	1	459		459			10.0 *	
688-881	コピー用紙 マルチペーパー スーパーホワイト+ A4 1冊 (500枚入) 高白色 アスクル	1	489		489			10.0 *	
832-321	リヒトラブ(LIHIT LAB.) ルボ・リーンフォース・クリアーポケット2穴 A4 台紙	1	806		806			10.0 *	
		小計			2,249				
01/20 29347721									
192-6083	エーワン (A-one) ラベルシール 表示・宛名ラベル マット紙 プリンタ兼用 封筒 シール	10	873		8,730			10.0 *	
		小計			8,730				

払込受領書

(コンビニエンスストア等お支払用)

払込人氏名

埼玉県議会自由民主党
議員団 関根信明

お問い合わせ番号

金額 ￥10979

内消費税等 (998)

受取人

三井住友カード株式会社

アスクル担当販売店

株式会社ユース

受領印

コンビニエンスストア等収納用

収入印紙貼付欄

9 262

受領日附印

金額を訂正された場合は、
コンビニエンスストア等での
お支払いはできません。

(お客様控)

政務活動費 領収書等貼付用紙

9026

(1/3)

日付	令和 8 年 2 月 6 日	支出額	16,518 円
項目	事務費	充当額	14,866 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務用品代（OPP 袋 A4、プリンタラベル A412 面と 24 面、マスク、マルチカード名刺サイズ）		
備考	事務用品代：（13,865 円＋消費税 10 % 1,386 円）× 9/10 + （2,305 円＋消費税 10 % 230 円）× 5/10 × 9/10		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9026

(2/3)

振込金票兼受領証

ご依頼人 高橋 政雄	様
ご請求番号 010087098800	
受領金額 21,312 円	
(内消費税) 1,878 円	
手数料 円	
受取人 (株)大塚商会	

受領印

収入印紙貼付欄
CVS 取扱店
202.06
印 473

(CVS取扱・銀行 → お客様)

政務活動費 領収書等貼付用紙

9026

(3/3)

請求書

〒336-0932
埼玉県さいたま市緑区大字中尾270
1F

高橋 政雄 御中



010087098800

2101 0001-0002 0001-0001 01 170083 094013#1 000000

2026年 1月30日発行 ページ 1 / 1
 株式会社 大塚商会
お客様コード 請求 №
010087098800
〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町
1-195-1 大宮ソラミチK O Z
お問合せ先：北関東営業部 業務課
Tel 048-658-6907 Fax 048-658-6951
[SC : 979809]
登録番号T1010001012983
2026年 1月末日締 2026年 2月25日お支払予定
毎度お引立にあずかり、ありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

今回御請求高
(内消費税等：)

日付	伝票番号	品名・規格	数量	単価	金額
***** [消費税区分] [本体金額] [消費税額] 課税(軽減) 8% 円 課税 10% 円 <合計> 円 *****					
1/ 8	TM4D279344	OPP袋 フラット A4用 225×310mm 1A°ツツ(500枚)	1	2201	2201
	1156166	各種(旧マカ)マカマカマカ A4 12面 8	1	5650	5650
	3213476	6.4×42.3 四辺余白付 1箱(500ツツ)			
	3237526	各種(旧マカ)マカマカマカ A4 24面 7	1	5650	5650
		0×33.9 上下余白付 1箱(500ツツ)			
	5675674	3PLY MASK フラット 47ツツ 1箱(50枚)	1	364	364
		課税対象合計 13,865円 消費税等 10%			
1/15	TM4D406303	マカカード 各種マカマカ 白無地 厚口 A4 7	1	2305	2305
	3223253	マカまで印刷 10面 名刺サイズ 1冊(50ツツ)			
		課税対象合計 2,305円 消費税等 10%			
合 計					

※56101-SM-0 -FR-NO-T0-000000-00000

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9027

(1/3)

日付	令和 8 年 2 月 6 日	支出額	2,970 円
項目	事務費	充当額	2,673 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	IT 環境運用保守料		
備考	「口座名義：横川雅也」		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9027

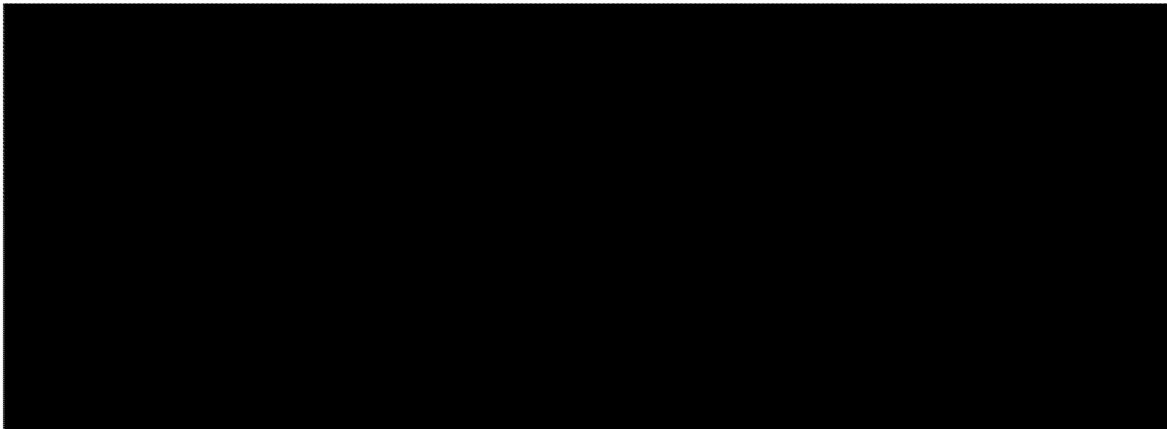
(2/3)

24	08-02-06	.振替	*2,970	SMBC(フジファイル)

政務活動費 領収書等貼付用紙

9027

(3/3)



請求書

発行日：2026年01月06日
請求書番号：860105-0281970

貴川雅也事務所 様

富士フイルムビジネスソリューションジャパン

登録番号：T1011101015050

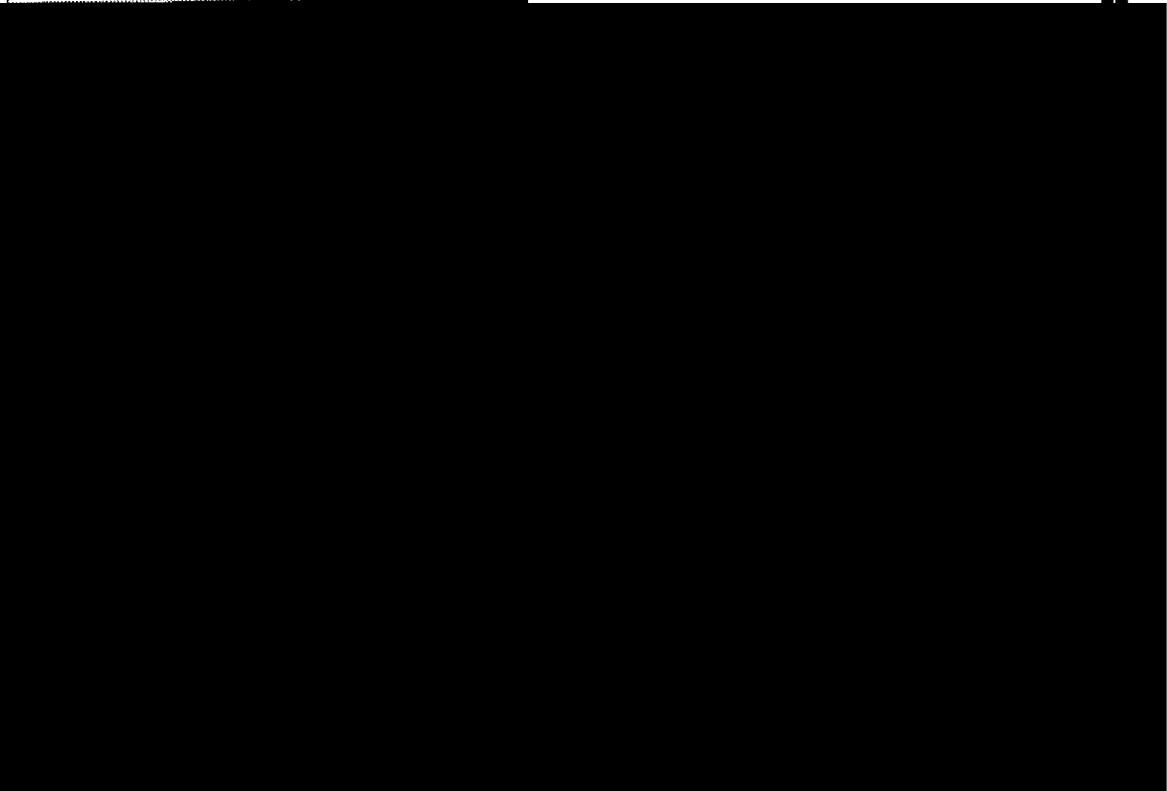
今回請求額 2,970円

お問合せ番号 電話：0120-069-860

【ご案内】請求・支払いについてのお問い合わせやご依頼をWEBで受付しています。“JNFAQ”で検索するとアクセスいただけますので、ぜひご利用ください。
<https://www.fujifilm.com/fb/support/callcenter/seikyu>

お支払約束手	2026年02月06日
お支払方法	口座振替(三井住友カード)
金融機関名	埼玉りそな銀行
本・支店名	〇〇支店
預金種目/口座番号	普通預金 / *****
指定口座名	上記、お支払約束手に口座より引落しさせていただきます。

品名/品名	期間/品名	数量/数量	単価	小計(円)	合計(円)
11あんしんSPIII(ページック)	2025/12/01-2025/12/31				2700
【代金/料金合計】					2700
消費税および地方消費税(10%)					270
【今回ご請求額】					2970



別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9028

(1/2)

日付	令和 8 年 2 月 6 日	支出額	15,725 円
項目	事務費	充当額	7,862 円
細目	事務費	按分率	1/2
摘要	電話代（本宿事務所		
備考	埼玉県議会議員自由民主党議員団 小島信昭		

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9028

(2/2)

電気料金等領収証		発行年月日 2026年02月27日
自由民主党埼玉南第12区第2支部	御中	
¥15,725 -		
(うち消費税相当額 ¥1,429)		
但 2026年01月分 電気料金として 上記正に指定の口座より引き落としにて領収いたしました		
領収月日 2月6日		
領収者	自由民主党埼玉南第12区第2支部	
領収番号	24	
お名前(漢字)		
ご住所(住所)	埼玉県さいたま市、新緑区、大字、南第12区	
ご所属(会社)	小島、建設、様	
ご住所(住所)	埼玉県、さい、市、南第12区	
ご住所(住所)	12-24区、1月28日	
ご住所(住所)	12-24区	
東京都千代田区内幸町一丁目1番3号 東京電力エナジーパートナー株式会社		TEPCO
※本紙は電子的に保存している領収データを画面表示したものです。		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9029

(1/2)

日付	令和 8 年 2 月 6 日	支出額	590 円
項目	事務費	充当額	590 円
細目	事務費	按分率	
摘要	資料送付代		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団		

領収書

様

[証紙切手引受]	
第一種定形外(規格内) @140 1通	37.5g ¥140

小計	¥140

第一種定形外(規格外) @450 1通	190.0g ¥450

小計	¥450

郵便物引受合計通数	2通
課税計(10%)	¥590
(内消費税等(10%))	¥53)
非課税計	¥0

合計	¥590
お預り金額	¥590



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時：2026年 2月 6日 18:51
発行No. 260206A4445 端N00箱32
連絡先：春日部郵便局
TEL:0570-087-913

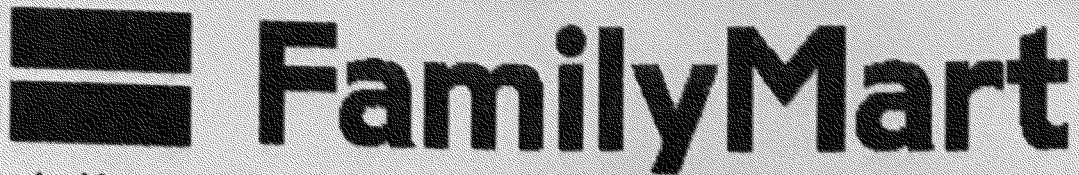
別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9045

(1/2)

日付	令和 8 年 2 月 7 日	支出額	580 円
項目	事務費	充当額	580 円
細目	事務費	按分率	
摘要	資料送付代		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団		



岩槻太田店
埼玉県さいたま市岩槻区太田
2丁目3番15号
電話：048-749-7687

登録番号：T7810668471863

2026年 2月 7日（土） 9:21

レシ 1-8053

責No. 001

=====

領 収 証

=====

切手 110円

@110× 4点

¥440非

切手 140円

¥140非

合 計

¥580

お 預 り

¥580

お 釣

¥0

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9046

(1/2)

日付	令和 8 年 2 月 7 日	支出額	4,380 円
項目	事務費	充当額	3,942 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	車載用インバーター代		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9046

(2/2)

2026/04/07 11:50

注文の詳細

領収書

注文日 2026年2月7日 注文 # 503-1205950-3901458

お届け先

齊藤邦明
児玉郡上里町三町
860-6
埼玉県 369-0314
日本

支払い方法

JapanCreditBureau ****

注文概要

商品の小計： ¥4,380

配送料・手数料： ¥0

注文合計： ¥4,380

ご請求額： ¥4,380

2月8日にお届け済み

ご注文商品を住人の方に直接手渡しました。



BESTEK 修正正弦波 300Wインバーター USB-C PD: 65W 1ポート + USB-A QC 18W 1ポート - PD出力対応 シガーソケット コンセント 300W 車載用インバーター DC12VをAC100Vに変換 12V 車専用 赤 MIR3010BU-RD*PD65W

販売: 株式会社ベストックグループ

返品期間: 2026年3月10日まで

¥4,380

[トップへ戻る](#)

利用規約 | [プライバシー規約](#) | [パーソナライズド広告規約](#) | [各種規約](#) | [特定商取引法に基づく表示](#)

© 1996-2026 Amazon.com, Inc. またはその関連会社

https://www.amazon.co.jp/gp/css/summary/print.html?orderID=503-1205950-3901458&ref=ppx_yo2ov_dt_b_invoice

1/1

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9060

(1/1)

日付	令和 8 年 2 月 8 日	支出額	2,900 円
項目	事務費	充当額	2,320 円
細目	事務費	按分率	8/10
摘要	Google AI Pro (2TB) (Google One) 利用料 2 月分		
備考	政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため。		

支払証明書あり

理由
クレジットカード利用のため。



カードご利用履歴:

スターウッド プリファード ゲスト
アメリカン・エクスプレス・カード

カード会員様名: DAI WATANABE 様

2026/1/21~2026/2/20

会員番号: XXX

ご利用日	ご利用内容		金額
2026/02/08	GOOGLE PLAY JAPAN		¥2,900